

薬 第 2194 号  
平成 26 年 7 月 18 日

各関係団体長 様

大阪府健康医療部長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則の施行について（通知）

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例（平成24年条例123号。以下「条例」という。）第9条に規定する知事指定薬物の指定等については、条例施行規則にて定めているところです。

このたび、条例第9条の規定に基づき知事指定薬物を指定するため、平成 26 年 7 月 18 日付けで条例施行規則を一部改正しました。

つきましては、知事指定薬物の適切な取扱いについて、下記事項にご留意ください。

## 記

### 1. 知事指定薬物の指定

#### 指定された物質

次に掲げる 8 物質について、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有すると認められたことから、条例第9条第1項に規定する知事指定薬物として指定しました。

- 一 1 - (4 - クロロフェニル) プロパン - 2 - アミン及びその塩類
- 二 1 - (3, 4 - ジメトキシフェニル) - 2 - (エチルアミノ) ペンタン - 1 - オン及びその塩類
- 三 N - (ナフタレン - 1 - イル) - 1 - ペンチル - N - (1 - ペンチル - 1 H - インドール - 3 - カルボニル) - 1 H - インドール - 3 - カルボキシアミド及びその塩類

- 四 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ヘキサン-1-オン及びその塩類
- 五 1-(ベンゾフラン-2-イル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類
- 六 [1-(1-メチルアゼパン-3-イル)-1H-インドール-3-イル]  
(ナフトレン-1-イル)メタノン及びその塩類
- 七 1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ヘプタン-1-オン及びその塩類
- 八 (2-ヨードフェニル)[1-(1-メチルアゼパン-3-イル)-1H-インドール-3-イル]メタノン及びその塩類
- 九 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物

## 2. 施行期日

平成26年7月19日

薬務課麻薬毒劇物グループ

TEL:06-6941-9078 (直通)

FAX:06-6944-6701